

京都市会訓令甲第2号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市会議長 田中明秀

第3条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「のうち重要なもの並びに」を「、」に改め、「是正」の右に「その他の個人情報の保護に関する措置」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。

第4条第7号中「並びに」を「、」に改め、「是正」の右に「その他の個人情報の保護に関する措置」を加える。

第7条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同条に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。

(2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。

(3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。

(4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

第10条第3項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)